平成２４年（フ）第１４１１０号
東京都杉並区下井草４丁目１－１　スカイコート荻窪第３―103
債務者　二井田和司
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１１１号
埼玉県所沢市大字久米1528―１―201
債務者　稲葉智津子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１１３号
東京都江東区亀戸５丁目27―22―205
債務者　中谷　寿展
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１１４号
東京都大田区西六郷１丁目23―３　和賀方
債務者　中村　里美
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１１８号
東京都東村山市久米川町４丁目45―10―105
債務者　田中　博子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１２７号
東京都豊島区池袋本町４丁目３－９―201
債務者　櫻井　政介
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１２１９２号
東京都中央区八丁堀３丁目８番１号
破産者　株式会社日本医学中央会
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７４号
兵庫県豊岡市竹野町阿金谷３番地の１
破産者　有限会社土生田建設
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第２９８８号
札幌市中央区南１条西20丁目２番５―801号
破産者　アイ・ディック株式会社
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９０８号
札幌市北区篠路町上篠路92番地
破産者　有限会社オートサービスオオシマ
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８４号
北海道標津郡中標津町東十五条南１丁目３番地
破産者　成興建設株式会社
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第７９８号
神奈川県秦野市河原町２番26号
破産者　株式会社Mコーポレーション
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１２３号
静岡県富士市今泉374番地５　105号室、開始決定時の住所静岡県富士宮市万野原新田3208番地の６　パークホームズ24―301
破産者　室井ケンジこと　ムロイ　ジョージケンジ
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第７０１号
名古屋市中区新栄２丁目２番19号　新栄グリーンハイツ101号
破産者　モンキーワークス株式会社
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８３０号
愛知県春日井市岩成台10丁目16番地の12
破産者　有限会社ロイヤルハウジング
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６８８号
京都市伏見区東大手町784番地３
破産者　株式会社西信
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７３６号
京都市北区紫野西蓮台野町26番地の12
破産者　株式会社クリエイティブアミー
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２７４０号
大阪市中央区内淡路町２丁目４番11号
破産者　株式会社グロワール
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２１号
広島市安佐北区口田南７丁目12番21号
破産者　株式会社ラピス
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部